

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年2月26日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jihf.or.jp/jihf/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期基本計画（暫定版）を2017年に策定した。 この基本計画策定に際しては、連盟内各本部が原案を作成し、業務執行会議、理事会で審議、検討している。 ・過去に一定期間ごとに基本計画を策定してきたほか、個別課題解決のための計画を策定し計画にそった取り組みを進めてきている。 ・JIHFにおける計画及びプロジェクトは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> -JIHFビジョン -基本計画（中・長期計画）・・・2017年暫定版 -中期3ヵ年計画・・・2013年度まで更新 -戦略強化プラン・・・2020年6月策定。毎年更新の予定 -競技者育成プログラム・・・2018年1月 -改革プロジェクト・・・2019年度着手 ・2020年4月に「改革展開案」とりまとめ。 -スポーツ団体ガバナンスコード対応検討プロジェクト・・・2019年度着手。 ・基本計画の改訂版については現在検討中の改革プロジェクト等の成果を反映して整備していく。 	1.JIHFホームページ 2.基本計画（中・長期計画）2017年暫定版 3.戦略プラン 4.競技者育成プログラム 5.改革展開案
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、人材の採用および育成に関する計画は策定していない。 ・事務局機能の強化はJIHFの喫緊の課題であるとの認識から、2020年度より総務委員会に企業総務の経験豊富な人材を迎へ、第三者の視点を加えて検討を開始した。 ・上記事務局機能強化の中で人材の採用及び育成についても検討し、基本計画に盛り込む。 	6.事務局規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとに、予算策定期及び下期の理事会において、財務の健全性を審議・確認して運営している。 ・事業年度ごとに本部別に事業計画書、収支予算書を作成し、担当役員によるヒヤリングを経て理事会で審議・承認を行っている。 ・財務基盤の強化については企画本部マーケティング委員会を中心にスポンサーの確保に努めている。コロナ禍でスポンサー確保は極めて厳しい状況にあるが、今後さらなる充実が必要と認識。 ・寄付金増加を目的として、ネットによる寄附金受付サイトを準備中。また、クラウドファンディングに取り組む。 ・適正な金銭の管理については「倫理規程」、「会計処理規則」、「加盟団体の分担金の使途に関する規程」、「寄付金等取扱規程」、「特定費用準備資金等取扱規程」を整備済み。 ・財務基盤の強化を中心に財務の健全性に関する計画を中長期基本計画の中に盛り込む。 	7.各本部予算基本方針 8.2020年度予算案 9.倫理規程 10.会計処理規則 11.加盟団体の分担金の使途に関する規程 12.寄付金等取扱規程 13.特定費用準備資金等取扱規程
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・役員については定款第6章に規定。 ・現状は外部理事 6/20=30%、女性理事 1/20=5%。 ・外部割合や女性割合に関する規程・条項はなく、目標は設定していない。 ・外部理事比率は現状を維持していくことを目標とする。 ・女性理事比率については最終目標40%。1次目標を20%に設定する。 21年度改選で+1（計2名）、23年度の改選で+2（計4名）を目指す。 目標設定のため各専門委員会活動において女性の登用を進め、理事候補者人材の発掘・育成を図る。 ・2017年に女子競技の振興を目的として企画委員会内に「女子プロジェクト」を立ち上げた。競技会の拡充等を目指して活動中。 ・2020年9月に立ち上げたアスリート委員会では、委員の定員を男女同数と規定した。 	14.定款 15.役員一覧 16.アスリート委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (2) 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の定数等は定款第4章に記述。 ・現状は外部評議員 0/43=0%、女性評議員 2/43=5%。 ・公益法人改革時に社団法人的な評議員制度で発足したため、評議員がほぼ地方連盟の代表者となっており外部、女性が評議員になりにくい構造がある。 ・外部評議員、女性評議員参画のための特段の方策はとっておらず、目標は設定していない。 ・評議員会を公益財団法人本来の評議員会の機能を果たせるよう定員を絞り込むとともに、外部比率、有識者比率、女性比率を高める。並行して、加盟団体代表者会議の開催やブロック連絡協議会へのJIHF役員の派遣などを定例化して、地方の声を集めシステムを構築する。 ・こうした抜本的な改革により外部評議員、女性評議員の比率アップを図る。目標は2023年度改選時に外部評議員40%、女性評議員20%を目指す。 	14.定款 17.評議員一覧 18.2021年度評議員会議事録 19.2021年12月理事会議事録
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (3) アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年9月、アスリート委員会を設置済み。 ・2020年10月19日、12月21日、2021年1月25日にネット委員会開催。 ・運用を開始したアスリート委員会を実効的に運営し、成果をJIHFの活動に反映していく。 	20.アスリート委員会規程 21.アスリート委員会議事録
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・理事15名以上20名以内（現状20名）。（定款第21条） ・適正な規模で、実効的に運営されている。 	14.定款 22.理事会運営規程 23.業務執行会議運営規程
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること (①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・定款第26条に「評議員会は、役員の定年を別に定めることができる」とある。 ・現在、役員定年の定めは無い。 ・定年延長、国民総活躍等の動向を踏まえ就任時73歳未満とする方向で、例外措置等を検討の上、定款第28条に沿って別途規程を設ける。 	14.定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・現在役員の在任期間に上限の定めは無い。 ・移行期間を設け再任の上限を通算5期までとし、在任期間を10年以内とする方向で検討を開始する。一方で、経験豊富な役員がいなくなると、事業運営の継続性・効率性が低下するとの意見もあり、理事ではない本部長や委員長を置くなどの案も合わせて検討する。 <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】</p>	22.理事会運営規程
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の役員選考委員会は下記のとおり運営されている。 <ul style="list-style-type: none"> -役員の選任は評議員会の決議による（定款第22条1）。 -役員を推薦する方法については評議員会で別に定める（定款第22条2）。 -役員候補者推薦委員会を設置（定款施行細則第17条）。その構成、運営については評議員会において別に定める。 ・現在の役員候補者推薦委員会は、業務執行役員によって構成されており、独立した諮問機関にはなっていない。 ・独立性のある機関としての役員候補者選考委員会のあり方について2021年度から検討に着手する。 	14.定款 24.定款施行細則 25.役員推薦委員会メンバーリスト
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な規程類は整備し、必要に応じて改善・改良してきている。 ・役・職員のコンプライアンスについては、個人情報保護規範、特定個人情報取扱規程、倫理規程、懲戒規程、倫理委員会規程、通報窓口に関する規程、会計処理規則を制定している。 ・JSC組織基盤整備事業を活用するなどして引き続き必要な規程類の整備を進める。 ・本年度整備予定の規程等は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> -正職員転換規程（済） -アスリート委員会規程（済） -主催大会競技役員手当に関する規程 -強化スタッフの謝金等に関する規程 -利益相反ポリシー -全国加盟団体代表者会議開催規程 -職員給与規程（賃金規程を廃止） -リスペクト憲章（済） 	1.JHFホームページ 26.規程類整備状況比較表 27.組織図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款施行細則、評議員会運営規程、理事会運営規程、業務執行会議運営規程、専門委員会規程、旅費規程類等を整備済み。 ・JSC組織基盤整備事業により整備・拡充を図っている。 ・2020年度に事務局機能の強化を図るための取り組みを開始した。成果を必要に応じて規程類として整備する。	同上
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・事務局規程、職員就業規則、嘱託就業規則、パートタイマー就業規則、育児・介護休業規程、会計処理規程等必要な規程類を整備済み。	同上
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員評議員報酬費用規程、役員等旅費規程、賃金規程、職員退職金規程、賞与規程、職員旅費規程、通勤費支給規程等必要な規程類を整備済み。	同上
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・会計処理規則、加盟団体の分担金の使途に関する規程、寄付金等取扱規程、特定費用準備金取扱規程等必要な規程類を整備済み。	同上
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・加盟団体の分担金の納入については定款施行細則第10条、チーム及びそれに所属する会員の登録料について同36条に規定がある。 ・競技会の予算決算、収支等についての規定を含む競技会開催規程、将来の特定に支出に充てるための特定準備金について定める特定費用準備資金等取扱規程、受領する寄付金について定めた寄付金等取扱規程を整備済。	同上

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> 代表選考は、選考に際して実施されるキャンプ等でコーチ陣が評価項目に従って評価した結果を持ち寄り議論の上、最終的に代表監督が決定している。 代表選考に関する規程化はされていない。 本課題に関する選手からの意見・提言を集めるため、アスリート委員会の議題とする予定である。 通報窓口において代表選考に関する疑惑についても受け付けている。これまでのところ代表選考に関する通報があったことは無い。 監督のチーム作りの考え方方に沿った選考を尊重しつつ、選考の透明性、公平性を確保するために選考に係る規程の整備を検討する。 	-
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> 現状、審判員の選考に関する規程は未整備。 改革プロジェクトの中で、審判の育成、資格制度についても検討中。 検討を受け、「レフェリー及びレフェリー育成に関する規程」など必要な規程類を整備する。 	5.改革展開案
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家にアドバイスを得られる体制にある。 	28.連盟運営の支援をいただいている専門家リスト
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> 理事会に並立する組織として倫理委員会を設置している。 倫理委員会の役割としてガバナンスコードのコンプライアンス委員会の機能を包含していると認識。 	27.組織図 29.倫理委員会規程 30.倫理規程 31.倫理に関するガイドライン
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> 倫理委員会メンバー7名の中には、弁護士4名、米国公認会計士1名が入っており、十分な社会的経験と見識を具备していると認識。 	32.倫理委員会メンバーリスト

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度実施のコンプライアンス研修 -2019/9/22スポーツ団体ガバナンスコード -2019/9/23ガバナンスとスポーツ仲裁について -2019/12/21スポーツ団体ガバナンスコードについて -2020/1/19ガバナンスコード対応検討プロジェクト委員会 	33.2019年度事業報告
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度実施のコンプライアンス研修 -2019/9/20、2019/9/28コンプライアンスについて、コーチの役割について -2019/7/19、2019/8/19コンプライアンスとアンチドーピングについて ・年代別のブロックキャンプやセレクトキャンプの際にコンプライアンス教育を実施している。 	同上
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年全国8地区でレフェリークリニック（1泊2日）を実施した。同時点ではコンプライアンス研修の要素は盛り込まれていなかったが、今後レフェリークリニックのメニューにコンプライアンスを組み込むべく検討する。 ・アジアリーグ担当レフェリー等を対象にコンプライアンス教育を実施している。 	同上
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> ・〔原則3〕（5）への対応の通り弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家にアドバイスを得られる体制にある。 	-
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士の指導・助言を得て財務・経理に関する諸規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 ・公認会計士、弁護士からなる監事団により適切な会計処理が実施されているかの監査を受けている。 	34.会計処理規則 35.公印管理規程 36.加盟団体の分担金の使途に関する規程 37.寄付金等取扱規程 38.特定費用準備金等取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・国や助成元における要綱などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元の監査を受けている。 ・上項(2)の体制により経理処理の規程の定めに基づき、手続きや科目等適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。 ・倫理規程第4条4、倫理に関するガイドラインIIにおいて適切な経理処理を規定している。 	30.倫理規程 31.倫理に関するガイドライン 34.会計処理規則
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に定められている法定整備書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿等）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 ・事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。 	1.JIHFホームページ
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理に関するガイドラインIIIに疑惑の無い選考を行うことの規定がある。 ・原則3(3)に記載のとおり、客観性の高い選手選考を実施するよう努めている。 ・代表選手の選考基準に関する具体的手続き規程は未整備。 ・強化委員会、アスリート委員会等の意見も受け、明文化に取り組む。 	31.倫理に関するガイドライン
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年1月19日に開催した第1回スポーツ団体ガバナンスコード対応プロジェクトチーム会議の議事録を公開している。 ・自己説明については2021年2月中に公開予定。 	1.JIHFホームページ
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・現在事務局で利益相反管理は実施しているが、現在整備済みの規程類には利益相反を管理する記述は整備されていない。 	39.2020/11/13総務委員会議事メモ
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反の管理について検討を開始した。まず利益相反ポリシーを整備し、次いで実務に必要な規程、組織の整備について検討を開始する。 	-

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年6月に通報窓口に関する規程を設け、倫理委員会を窓口とする体制を構築した。 ・相談内容についての情報と記録の管理については通報窓口に関する規程第10条の記載のとおり運用することとなっている。 ・通報窓口についてはJIHFホームページで公開している。 	40.通報窓口に関する規程
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・通報制度の担当は倫理委員会になっており、弁護士等の有識者がメンバーとなっている。 ・通報等を受け付けた場合には、倫理委員会が必要な調査を行い調査結果を通知する。 	同上
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒規程において役職員、チーム等懲戒の対象者、禁止事項、処分内容、処分の決定、調査の実施等を規定している。 ・懲戒規程はJIHFホームページで公開している。 	41.懲戒規程
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒規程第5条に懲戒処分及び懲戒手続きは公正かつ適正に行われなければならない旨規定。 ・懲戒規程第13条に調査部会、審問部会の構成員の除斥・忌避・回避等を規定し公正な調査・審問を担保している。 ・倫理委員会の構成は〔原則4〕(2)のとおりである。 ・懲戒規程第10条により理事会は倫理委員会に対して調査審問を請求する。 ・同第11条により倫理委員会は当該事案の処分案を答申する。倫理委員会の構成は〔原則4〕(2)の通りである。 	41.懲戒規程 29.倫理委員会規程
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月制定のスポーツ仲裁規程の第3条に自動応諾条項が盛り込まれている。 	42.スポーツ仲裁規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒を定めた懲戒規程他に処分対象者に対してスポーツ仲裁の利用が可能であることを通知することの規程はない。 ・懲戒規程にこの旨の記載をする。 	-
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年3月に危機管理規程を策定した。 ・エマージェンシーアクションプランを大会毎に作成することとしている。 ・個々の危機への対応、組織ごとの対応等個別に整備すべきマニュアルについては今後検討する。 ・新型コロナ感染症対応については2020年5月20日に「安全にアイスホッケー活動に戻るためのロードマップ」を、6月8日に「アイスホッケー活動再開ガイドライン」をホームページに公表。 	43.危機管理規程
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・過去4年間に該当する不祥事は発生していない。 	-

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去4年間に該当する不祥事は発生していない。	-
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・定款第10章第41条～第43に加盟団体の加盟、分担金、登録について規定している。 ・定款施行細則の第2章に加盟団体の構成、第8章に加盟団体の資格喪失、第10章に加盟団体の権利及び義務を記載している。 ・定款施行細則第11に会員はチームを通じて加盟団体への登録を行うことを規定している。 ・重要情報やルール変更等は文書やホームページ等を通じて適宜通知している。 ・ガバナンスコード対応についてはブロック会議等の際に実施する講習の際説明、啓蒙を図る。 ・地方組織が一般スポーツ団体向けガバナンスコードに対応していくための体制、手続きについてはJIHFの対応方向が固まった後、2021年度から検討開始する。	14.定款 24.定款施行細則
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・従来よりコンプライアンスについてはブロック会議においてJIHF幹部による講習を行ってきた。 ・ルール改正の周知やスキルアップを目的とする全国レフェリー委員長会議の開催するとともに、各地域においてレフェリークリニックを開催してきた。 ・2019年度計8回実施し、うち2回を東京以外で実施した。 ・2020年度は近畿ブロック、関東ブロックの会議においてガバナンスコード対応についてJIHFによる説明を実施した。 ・2021年度以降ガバナンス向上についてもブロック会議の機会をとらえて説明、啓蒙を図っていく。 ・現状地方代表の形になっている評議員会を「原則2」の対応方針のように改革していくことに対応して、別途地方組織とJIHFとの交流の場を設けていく。現在加盟団体代表者会議を企画検討中。	33.2019年度事業報告